

電気取扱業務の特別教育は、高圧と低圧の両方を受ける必要があるのか	
質問	<p>工事用の発電機を取り扱う業務に従事するが、発電機は220Vのものもあれば、440Vのものもあるが、貴協会のHPをみると、高圧電気取扱業務の特別教育の科目範囲と低圧電気取扱業務の特別教育の科目範囲は重なりが多く、高圧電気取扱業務の特別教育講習を受ければ、低圧電気取扱業務の特別教育講習は受けなくともよいように思うが、どちらも受けなくてはならないのか。</p>
回答	<p>電気取扱業務の特別教育を義務付けられているのは、次の三つの業務です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直流750V交流600Vを超え7000V以下の高圧電気取扱業務 ② 7000Vを超える特別高圧電気取扱業務 ③ 直流750V交流600V以下の低圧電気取扱業務 <p>したがって、それぞれの業務に従事する労働者にはそれぞれの特別教育が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高圧電気及び特別高圧電気取扱業務（学科11時間、実技15時間） ② 低圧電気取扱業務（学科7時間、実技7時間） <p>この教育科目を調整するような省略規定もありません。高圧電気取扱業務の特別教育講習を受ければ、低圧電気取扱業務の特別教育講習は受けなくともよいということにはなりません。</p> <p>ただし、労働安全衛生規則第37条には、「科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。」とされています。</p> <p>当協会の実施するような講習ではできませんが、自社で特別教育を実施するような場合は、受講する労働者が従前に講習を受けており、「科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる」場合は、省略が可能です。</p>

労働安全衛生規則（特別教育を必要とする業務）

第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

- 四 高圧（直流にあつては750ボルトを、交流にあつては600ボルトを超え、7000ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（7000ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（次号に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

安全衛生教育規程（電気取扱業務に係る特別教育）

第5条 安衛則第36条第4号に掲げる業務のうち、高圧若しくは特別高圧の充電電路又は当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

安全衛生相談コーナー

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識	高圧又は特別高圧の電気の危険性 接近限界距離 短絡 漏電 接地 静電誘導 電気絶縁	1. 5時間
高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識	発電設備 送電設備 配電設備 変電設備 受電設備 電気使用 設備 保守及び点検	2年時間
高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具(高圧に係る業務を行なう者に限る。) 絶縁用防具 (高圧に係る業務を行なう者に限る。) 活線作業用器具 活線作 業用装置 検電器 短絡接地器具 その他の安全作業用具 管理	1. 5時間
高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 活線作業用器具及び活線作 業用装置の取扱い 安全距離の確保 停電電路に対する措置 開 閉装置の操作 作業管理 救急処置 災害防止	5時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

3 第1項の実技教育は、高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、1.5時間以上(充電電路の操作の業務のみを行なう者については、1時間以上)行なうものとする。

第6条 安衛則第3.6条第4号に掲げる業務のうち、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の 安全作業用具 管理	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作 業管理 救急処置 災害防止	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

3 第1項の実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行なう者については、1時間以上)行なうものとする。